

柱上変圧器の不適切な取扱いに係る保安規程の変更について

2024年12月25日
関西電力送配電株式会社

当社において、過去に柱上変圧器にかかる不適切な取扱いがあったことが、コンプライアンス相談窓口への相談を契機に判明し、経済産業省から電気事業法^{※1}に基づく報告徴収を受領しました。

その後当社は、本事案の概要、発覚に至るまでの経過、発覚後の調査等により判明した過去からの経緯、発生原因、再発防止策及び電気事業法等の法令遵守状況について取りまとめ、同省に報告しました。

報告書を踏まえ、同省より柱上変圧器の不適切な取扱いに係る保安規程^{※2}の変更命令を受けました。

[\(2024年10月3日、11月5日、11月27日 お知らせ済み\)](#)

当社は本命令を受け、保安規程について以下のように変更し、本日、同省に届け出ました。

◆保安規程の変更事項

- ・経営責任者および主任技術者へ、保安の確保に必要となる可能性のある情報を適時適切に報告する体制等について明記。

今回変更した保安規程を遵守するとともに、同省のご指導を賜りながら適切に対応してまいります。

※1：電気事業法第106条第3項

※2：電気事業法に基づき、電気事業の用に供する電気工作物の保安を確保するために当社が定めた規程

以 上